

貧困・困窮者支援チーム 第6回会合（議事概要）

日時：平成22年1月13日（水）17：15～18：00

場所：合同庁舎5号館9階（厚生労働省省議室）

【出席者】

山井厚生労働大臣政務官、小川総務大臣政務官、荒井総理補佐官、湯浅内閣府参与、清水内閣府参与

【概要】

○ワンストップ・サービスの実施、年末年始の生活総合相談において、自治体、関係機関等多くの御協力をいただいたことに謝意。

○資料1から資料6に沿って、12月のワンストップ・サービス、年末年始の生活総合相談、ハローワークにおける緊急職業相談、緊急人材育成支援事業、公的賃貸住宅の利用円滑化、一連の広報等の対応状況について、担当から説明。

○続いて、資料7に基づき、「ワンストップ・サービス・デイ、年末年始対策の実施を受けた課題と今後の対応について」について説明。具体的には、

（1）これまでの実施状況については、住居を喪失した求職者の支援に対して国や地方自治体が責任を持って対応したという点で一定の目的は達成したとしつつ、第2セーフティネットに関する周知不足や使いにくさ、ワンストップ・サービスの今後のあり方等についての課題に対応していく必要があること。

（2）今後の対応として、年末に多くの人たちが「年を越せないのではないか」という不安を抱えなくて住むような、年間を通じての対応が必要であり、（1）の課題も踏まえ、

- ・景気の回復による雇用機会の確保・拡大
- ・第2のセーフティネットの改善等
- ・第2のセーフティネット等のサービスを日常的にワンストップで提供でき、切れ目のないセーフティネットを実現するための体制整備
- ・各種制度に係る情報提供・広報の強化

について必要な施策を引き続き検討。

【意見・質問】

○年末年始の生活総合相談については、費用対効果も見する必要。費用の額、負担した主体、全体の経過、自治体の提供した宿泊施設を御説明いただきたい。また、公営住宅の家賃設定はどのようになっているか。

→ 東京都について、費用の額は当初6千万と見積もっていたが増える見込み。現在、事業継続中につき金額は未確定。他自治体は、これから協議がくる予定。いったんは自治体が支出するが、国が財源を手当。自治体の提供した宿泊施設の形態は様々。

→ 年末年始の支援は、年末年始の仕事がない期間のみ対応が必要な方への対応と、失業して住居がなく、一定の期間、支援が必要な方への対応と2種類ある。前者の方は、4日以降日雇いの仕事に復帰している。また、後者でも、4日以降も求職活動のため外に宿泊された方もいれば、最近ようやくアパート入居を決められるという方もおり、細

かくみるとそういう実態がある。

→ 公営住宅の家賃について、離職者対策として、一時的な目的外で利用する場合は自治体で決定され、一般に通常の家賃より安く設定される。通常契約の場合は、通常の家賃。URの場合で離職者が定期借家制度を活用したときは通常の家賃の8割で入居可能。

○他のNPO、労働組合等が行う類似の支援活動を把握しているか。生活保護の受給者増につながるおそれがあるため、ワンストップ・サービスの参加に逡巡する自治体があると聞いたが実態はどうか。

→ 前段は現在把握しておらず、今後、把握の努力をしたい。後段については、例えば、東京の場合、東京都が間に入り、自治体の調整、説得等を行っているという。

○このような取組は様々な事情を抱えているが、一方で公費をかけており、国民的な理解がないとできない。そのバランスが問題。対象者、支援の実態を把握する努力をする必要。

→ サンプル的な聞きとりも含め、情報収集をしたい。

○現場での心の健康相談は数は多くないが、内容は深刻。切れ目のない支援の一貫として、ぜひ、心の健康相談、無料の法律相談も進めていただきたい。